指導参考事例③

テーマ ： 危険な薬物について知ろう

1. 本時の目標

○心身の健康に大きな影響を与える危険な薬物があることを理解できるようにする。

○違法薬物にどのようなものがあるかを知るとともに、インターネット上では隠語や絵文字などを用いてやり取りされる場合があることを知る。

○若者による乱用が問題となっている違法薬物の一つである大麻について知る。

○覚醒剤をはじめとする違法薬物の乱用は法律で規制されており、自分の行動には社会的責任が伴うことを理解できるようにする。

2. ねらい

1）危険な薬物とは

「覚醒剤」「麻薬」「大麻」「危険ドラッグ」「シンナー等有機溶剤」等は、いずれも依存性のある危険な薬物であることを知る。また、「向精神薬」や「咳止め」「かぜ薬」などの医薬品についても治療目的から外れたり、決まりを守らず使用したりすると、薬物乱用にあたることを理解する。

また、インターネットや SNS 等においては、隠語（別名、俗称）や絵文字などを用いて取引きされることがある（例「アイス、エス（覚醒剤）」、「チョコ、ヤサイ、クサ（大麻）」など）。危険なサイトではないか、怪しい相手ではないかと警戒し、近づかないことが自身を守ることにつながると理解させる。

2）大麻を使い続けると

大麻は、「体に悪くない」「依存症にならない」などの誤った情報が広がっており、大麻の危険性・有害性が正しく認識されていない恐れがある。しかし、大麻の乱用は脳に深刻な影響を及ぼし、精神障害や記憶力の低下などを引き起こし、生涯にわたって回復が困難な障害につながる場合がある。指導の際には、薬物使用者や家族の経験談（手紙など）を活用し、後悔の念や薬物乱用後に苦労する様子を紹介するなど工夫してもよい。

【参考】大麻乱用者による告白｜厚生労働省ホームページ参照

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/taima01/chishiki03.html)

◆懲役刑と拘禁刑

令和7年6月から、懲役刑と禁錮刑が「拘禁刑」に一本化された。拘禁刑では、受刑者の改善更生を図るため、受刑者の特性に応じて作業や指導を組み合わせた処遇が行われる。従来の懲役刑のように刑務作業を一律に義務付ける仕組みではなくなり、個々の状況に応じた柔軟な処遇が可能となった。

◆触法少年とは

14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年（少年法第 3 条第 1 項第二号）であり、触法少年の行為は犯罪とはならず、児童相談所等へ送致される。児童相談所が必要であると判断した場合は、家庭裁判所へ送致され、少年審判を受ける。少年審判では、行為の内容や少年の状況、家庭環境等を踏まえ、保護観察や施設送致などの保護処分、児童福祉機関による指導・支援につなげるための決定、不処分等の決定がなされる。

◆授業スライド（例）　◆教師向け説明資料（例）

スライド1　乱用される薬物の種類および薬物の別名（隠語）について



●スライド説明用　★教員向け指導内容

★代表的な乱用される薬物を紹介する。掲載写真以外の形状も存在することに注意する。

★インターネット上では、隠語や絵文字で表記されることがほとんどである。危険なサイトやあやしい情報を見極め、正しい知識を持って薬物に近づかないようにすることが重要。

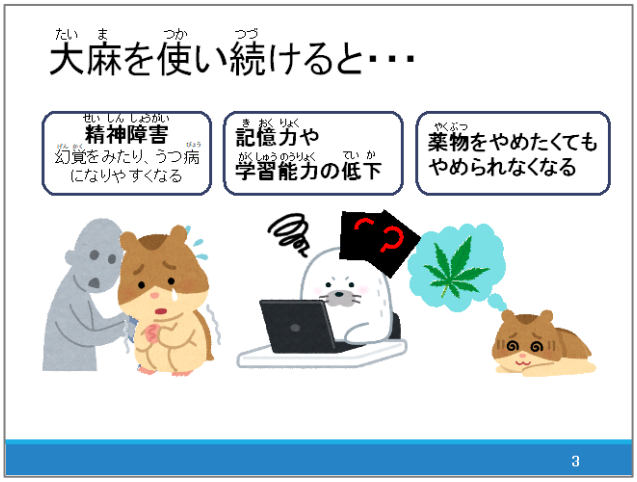
スライド2　大麻に注意!!



●大麻の葉を乾燥させたもの、樹脂を固めたもの、成分を凝縮させたワックス、大麻がはいったお菓子等色々な形で流通している。

★令和 6 年 12 月から、食品や化粧品などに利用される CBD（カンナビジオール）製品中の THC に残留基準が設けられた。基準値を超える THC を含む製品も確認されているため、注意が必要である。

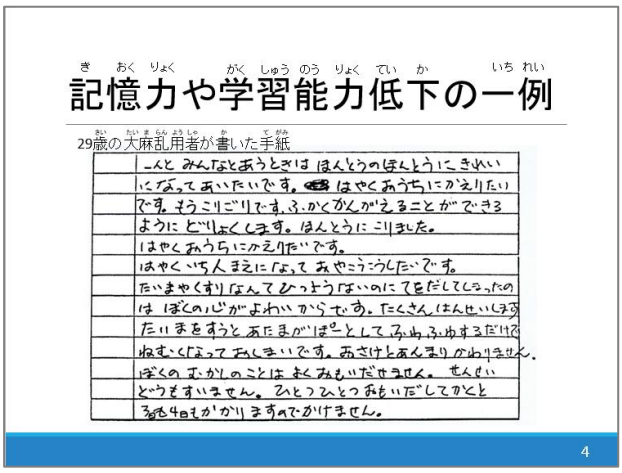
スライド3　大麻を使い続けると・・・



●さらに乱用を続けていると、統合失調症やうつ病を発症しやすくなったり、物事を頭の中で処理する能力が下がったり、大麻をやめたくてもやめられなくなったりする。

●このように、大麻は決して安全ではない。

スライド4

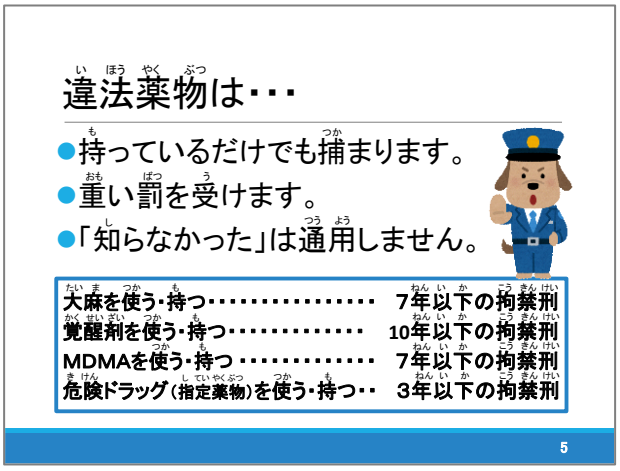


●これは29歳の大麻乱用者が書いた手紙。漢字がほとんど入っていない。

●特に成長期である未成年者の乱用は、心身および脳の発達に大きな影響を与える。

★インターネット等では、「依存症にならない」「身体に悪影響がない」などの誤った情報が見られる。また、「大麻の影響である根拠がない」と主張する情報もあるが、大麻による健康への悪影響は多くの研究によって示されている。誤情報に惑わされず、科学的根拠に基づく正しい知識を持って判断すること。

スライド5



●持っているだけでも罰せられ、拘禁刑などの厳しい罰則がある。

●「逮捕されると知らなかった」、「売人にだまされた」などの言い訳は通用しない。

●令和6年12月より大麻は麻薬として規制されることとなり、大麻の所持に対する罰則が強化されるとともに、これまで処罰の対象ではなかった「使用」も処罰の対象となった。また、令和7年6月からは、懲役刑が拘禁刑に変更された。

◆ワークシート例

薬物乱用について考えよう

【Q1】法律で使用が禁止されている薬物の名前を書いてみましょう。

【Q2】違法薬物は「持っている」だけでも法律で罰せられることを知っていますか。

(　)知っている　　(　)知らなかった

【Q3】どこでその違法薬物について知りましたか。(複数回答可)

(　)テレビ　(　)インター-ネット　(　)SNS　(　)本・雑誌・マンガ　(　)学校

(　)広告・ポスター　(　)家族　(　)友達　(　)その他

【Q4】市販されている薬や、医師・薬剤師からもらった薬でも、誤った使い方をすると体に悪い影響を与えるなど、たいへん危険なものであることを知っていますか。

(　)はい　(　)いいえ　(　)わからない

【Q5】違法薬物を使用することについてどう思いますか。

(　)絶対に使うべきではない　(　)1・2回なら使ってみてもいい

(　)個人の自由だと思うので使ってもよい　(　)分からない

【Q6】もし、違法薬物の使用を友達からすすめられたら、断る自信がありますか。

(　)絶対に断ることができる　(　)たぶん断ることができる

(　)その場になってみないとわからない　(　)自信が持てない

3.進行表　〈発展編　15 分〉

時間	活動	○:指導上の留意点
7 分	自分を守ることを目的として、違法薬物についての知識を得る。	○薬物乱用の基礎的な知識に加え、違法薬物にどのようなものがあるか理解させる。特に、乱用の低年齢化が問題となっている大麻については、その危険性や有害性を十分理解させ、絶対に近づかないよう指導する。
6 分 （13 分）	グループワーク 「薬物乱用」について学んだことをグループで話し合い、（適宜ワークシートを使用することも有効）	○グループで意見を交換し、自分の考えを広げさせる。 ○やってはいけないこと、するべきことを自分なりに整理して再確認する。 ○他人の意見を聞き、自分の考え方との違いに気付き、考えを深める。 ○全体で「薬物乱用は絶対にしてはいけない」という共通の認識を形成する。
2 分 （15 分）	まとめ	○本時のまとめとして、目標を再度確認し、危険な薬物乱用から自分自身を守ろうとする意識を育む。